

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の特例申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

対象となる学生

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

② 所得が相当程度まで下がった場合

令和3年1月以降の所得の状況からみて、所得見込額(※)が、**学生納付特例基準相当になることが見込まれる方**

(裏面の承認の所得基準をご確認ください)

※ 令和3年1月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

申請の対象となる期間

令和4年度分 **令和4年4月分から令和5年3月分まで**

※ 過去の年度についてもそれぞれ申請が可能です。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※ 「@特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※ 所得の申立書については、裏面の記入例を参照してください。

3. 学生証のコピー

申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

* 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

お問い合わせ先

[日本年金機構ホームページはこちら▶](#)

- お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル：TEL 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00



簡易な所得見込額の申立書（記入例）

令和4年度版

この記入例は、令和3年4月に収入が減少した場合（4月給与3.5万円）で給与収入のみの学生の方の例です。

【表面】 申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

① 申請対象期間 令和4年度分（令和4年4月以降）

下にチェック（☑）してください。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

収入が減少した方の氏名をご記入ください。
※被保険者（申請者）の収入減少である必要があります。

③ 被保険者（申請者）氏名
ネキン 太郎
年金 太郎

④ 収入減取後の所得見込額（簡易な所得見込額）をご記入ください。
（裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考に記入してください）

円 0

上記の申立の内容に相違ありません。
日本年金機構理事長あて
令和 年 月 日 提出
住所
被保険者氏名

●①申請対象期間
この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は、**令和4年度分（令和4年4月分～令和5年3月分）**となります。年度ごとに「学生納付特例申請書」及び「所得の申立書」が必要となります。

●②チェックをしてください。

●③学生で収入が減少した方の氏名

●④減少後の所得見込額（控除後所得）
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した申請者（学生の方）の氏名を記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の【裏面】をご活用ください。

●左下の署名欄をご記入ください。

●A 令和3年1月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

【裏面】 所得見込額計算シートは、④欄「所得見込額」を計算する際にご活用ください。

被保険者（申請者）

A 令和3年1月以降の任意の1か月分の収入額（※1）
令和3年4月
35000円

B 収入見込額（A × 12か月）
420000円

控除等

事業収入、不動産収入を有する方（※2）
C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）
円

給与収入を有する方（※3）
D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）
550000円

E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載
円 0

●C 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

●D 給与収入のみの方の場合の例
・B欄の金額×40% - 10万円
※上記式で計算した額が55万円に満たない場合は「55万円」

●E 給与収入のみの方の場合の例
・給与収入が55万円以下の場合：0円
・給与収入が55万円を超える場合：B欄の額 - D欄の額

このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

承認の所得基準

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内である必要があります。（申請者本人のみ）

$$128\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円} + \text{社会保険料控除額等}$$

注意事項

- 海外留学（おおむね1年）している期間は、強制加入の対象でないため学生納付特例の申請ができません。
- 任意加入被保険者の方のご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、学生納付特例が承認されるとご利用できなくなりますので、ご注意ください。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合、この所得の申立書がなくても申請ができます（詳しくは「国民年金保険料学生納付特例申請書」の裏面をご覧ください）。

臨時特例の申立に用いる所得見込額について

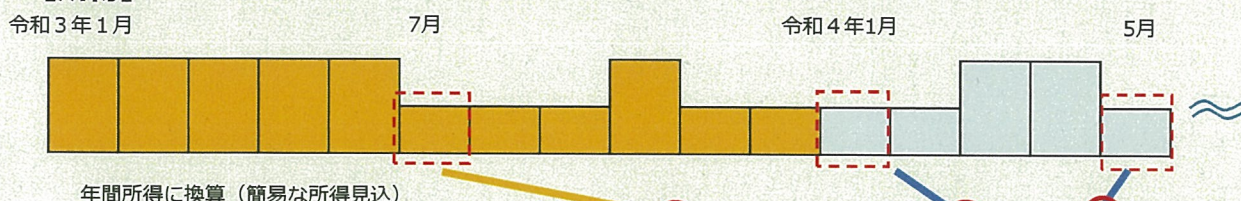
令和4年度分の学生納付特例対象期間は、令和4年4月分から令和5年3月分までです。

1. 簡易な所得見込の計算に用いることができる期間

令和4年度の学生納付特例申請については、簡易な所得見込の計算に用いることができる所得の期間は、令和3年1月分以降のいずれかの月です。

例えば・・・

【所得】



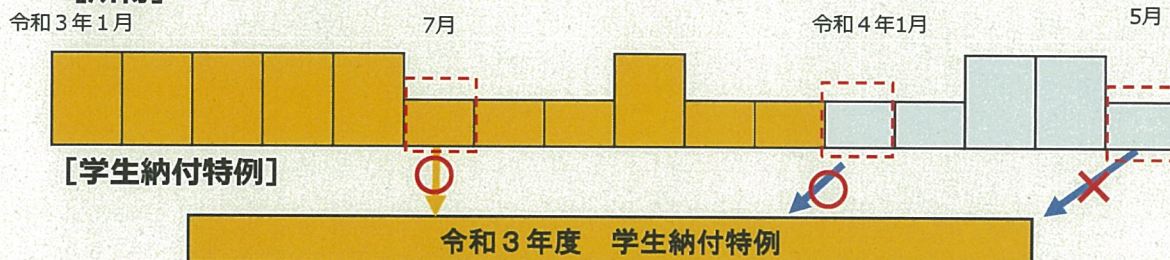
【学生納付特例】

令和4年度 学生納付特例

令和4年度分の簡易な所得見込の計算に使えるのは令和3年1月以降の月です。
令和2年12月以前の月は令和4年度申請には用いられません。

なお、令和3年度の学生納付特例申請については、令和4年5月以降の月は、簡易な所得見込の計算に用いることはできません。

【所得】



2. 令和2年度申請を併せて受け付ける際の給与所得控除等の注意点について

税制改正により、令和2年中の所得の計算から給与所得控除、公的年金等控除の額が改正されたため、令和2年度と、令和3年度及び4年度の簡易な所得見込計算の控除額が異なりますので、過年度申請を受け付ける際は、引き続きご注意ください。

（例）給与所得控除による計算例

令和2年度の申請における簡易な所得見込

令和2年2月から令和3年4月までのいずれかの月の所得×12（月） — 65万円

令和3年度の申請における簡易な所得見込

令和2年2月から令和4年4月までのいずれかの月の所得×12（月） — 55万円

令和4年度の申請における簡易な所得見込

令和3年1月から令和5年4月までのいずれかの月の所得×12（月） — 55万円